

## 浜松市クリーニング業法の施行に関する要綱

平成25年 3月29日 制定

この要綱は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）、同法施行令（昭和28年政令第233号）、同法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）、浜松市クリーニング業法施行条例（平成24年浜松市条例第86号）及び浜松市クリーニング業法施行細則（平成24年浜松市規則第101号）の施行について、必要な事項を定める。

### 第1 手続き

法に基づく届出を行う場合は、次に掲げる書類を提出又は提示すること。

- |  |     |
|--|-----|
| (1) 法第5条第1項の規定による開設の届出   |     |
| ア クリーニング所開設届（様式1）  |     |
| イ 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等営業一覧表（様式2）   | 省令2 |
| ウ クリーニング所の平面図（寸法及び配置した設備について明記すること。なお、クリーニング所が住居その他クリーニング所以外の施設と併設している場合は、クリーニング所の配置を示した図面も併せて提出すること。） | 細則2 |
| エ 従事者中にクリーニング師のあるときは、クリーニング師免許証の本証を提示すること。   | 細則2 |
| オ クリーニング所周辺の地図を提出されたい。   |     |
| (2) 法第5条第2項の規定による営業の届出   |     |
| ア 無店舗取次店営業届（様式3）   |     |
| イ 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等営業一覧表（様式2）   | 省令2 |
| ウ 業務用車両の保管場所付近の見取図   | 細則3 |
| エ 従事者中にクリーニング師のあるときは、クリーニング師免許証の本証を提示すること。   | 細則3 |
| オ 省令第1条の3第2項第5号に規定する「業務用車両の構造の概要」として、当該車両の側面及び背面を撮影した写真その他概要を図示した書類を提出すること。                            |     |
| (3) 法第5条第3項の規定によるクリーニング所の変更の届出   |     |
| ア クリーニング所開設届出事項変更届（様式4）  |     |
| イ 構造設備の変更の場合は、変更後のクリーニング所の平面図（変更前の平面図も提出されたい。）   | 細則4 |

ウ 新たにクリーニング師を使用する場合は、クリーニング師免許証の本証を提示すること。	細則 4
(4) 法第 5 条第 3 項の規定による無店舗取次店の変更の届出	
ア 無店舗取次店営業届出事項変更届 (様式 5)	
イ 業務用車両の保管場所の変更の場合は、変更後の業務用車両の保管場所付近の見取図 (変更前の見取図も提出されたい。)	細則 5
ウ 新たにクリーニング師を使用する場合は、クリーニング師免許証の本証を提示すること。	細則 5
エ 業務用車両の構造の概要の変更の場合は、第 2 号オを準用する。	
(5) 法第 5 条第 3 項の規定による廃止の届出	
ア クリーニング所等廃止届 (様式 6)	
(6) 法第 5 条の 3 第 2 項の規定による相続による承継の届出	
ア クリーニング所等相続承継届 (様式 7)	
イ 被相続人の全ての戸籍謄本	省令 2 の 2 (1)
ウ 相続人が 2 人以上いる場合は、承継すべき相続人以外全員が署名押印した同意書 (様式例)	省令 2 の 2 (2)
エ 相続人が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等営業一覧表 (様式 2)	省令 2 の 2
(7) 法第 5 条の 3 第 2 項の規定による合併による承継の届出	
ア クリーニング所等合併承継届 (様式 8)	
イ 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書	省令 2 の 3
ウ 合併後存続する法人又は合併により設立された法人が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等営業一覧表 (様式 2)	省令 2 の 3
(8) 法第 5 条の 3 第 2 項の規定による分割による承継の届出	
ア クリーニング所等分割承継届 (様式 9)	
イ 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書	省令 2 の 4
ウ 分割により営業を承継した法人が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、クリーニング所等営業一覧表 (様式 2)	省令 2 の 4
第 2 クリーニング所の構造設備	
1 法第 5 条の 2 に規定する「クリーニング所の構造設備が第 3 条第 2 項又は第 3 項の規定に適合する」とは、次に掲げる基準を満たしていることをいう。	
(1) 業務用機械として洗濯機及び脱水機をそれぞれ 1 台備えていること。(脱水機能を有する洗濯機を備える場合は、脱水機を備えなくてもよい。)	法 3
(2) 洗い場について、床及び床面から少なくとも高さ 1 メートルまでの側壁が	法 3 (4)、

不浸透性材料（コンクリート、タイル等汚水が浸透しないもの）であり、適 当な勾配と排水口が設けられていること。	条例 2 (5)
(3) クリーニング所は、隔壁、扉等により外部（屋外又は住居その他クリーニ ング所以外の施設）と区画すること。	条例 2 (1)
(4) 洗濯物の処理を行うために必要な広さを確保し、清掃しやすい構造とする こと。	条例 2 (2)
(5) 洗濯物の受取及び引渡し（以下「受渡し」という。）を行うために必要な 広さを確保し、清掃しやすい構造とするとともに、受渡しのための台を設け、 客が作業場に立ち入ることができない構造とすること。	条例 2 (3)
(6) 洗い場は、洗濯物の仕上げ及び受渡しを行う場所と棚、区切り板その他動 かし難い物により区分すること。	条例 2 (4)
(7) 採光、照明及び換気を十分に行うことができる設備を設けること。	条例 2 (6)
(8) 排水、排気等の設備は、周囲の環境を損なわないものとする。	条例 2 (7)
(9) 消毒装置を備えた流水式手洗設備を設けること。	条例 2 (8)
(10) 仕上げを終わった洗濯物の保管設備は、洗濯を終わっていない洗濯物等 により汚染されない場所に設けること。	条例 2 (9)
(11) 洗濯を終わっていない洗濯物を入れる容器を備えること。	条例 2 (10)
(12) 洗濯を終わった洗濯物を入れる容器を備えること。	条例 2 (11)
(13) 次に掲げる洗濯物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもの （以下「指定洗濯物」という。）を取り扱う場合は、当該洗濯物を入れる 専用の蓋付きの容器を備えること。	条例 2 (12)
ア 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの	省令 1 (1)
イ 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾 病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの	省令 1 (2)
ウ おむつ、パンツその他これらに類するもの	省令 1 (3)
エ 手ぬぐい、タオルその他これらに類するもの	省令 1 (4)
オ 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類 するもの	省令 1 (5)
(14) 洗濯に使用する有機溶剤その他の薬品類を安全に保管することができ る設備を設けること。	条例 2 (13)
(15) テトラクロロエチレンを使用するクリーニング所には、排液処理装置を 設けること。	条例 2 (14)
(16) テトラクロロエチレンを使用するドライクリーニング機の 1 回の処理 能力の合計が 30 キログラム以上であるクリーニング所には、溶剤蒸気回 収装置を設けること。	条例 2 (15)
2 前項の規定にかかわらず、洗濯物の受渡しのみを行うクリーニング所にあ	

っては、前項第1号、第2号、第4号、第6号、第12号及び第14号から第16号までの規定は、適用しない。

### 第3 確認した旨の通知

1 保健所長が法第5条の2の規定による確認をしたときは、クリーニング所開設検査確認通知書(様式10。以下「通知書」という。)を交付する。なお、通知書の再交付は行わない。

2 開設者が次に掲げる届出をした際、その旨を通知書に記載するよう求めることができる。

(1) 法第5条第3項の規定による変更の届出(通知書の記載事項の変更に係る場合に限る。以下「変更届」という。)

(2) 法第5条の3第2項の規定による承継の届出(以下「承継届」という。)

3 保健所長は、前項の求めがあった場合、通知書の余白に次に掲げる内容を記載しなければならない。

(1) 変更届の場合 「届出事項変更届出済」の旨、届出年月日、変更事項及びその内容

(2) 承継届の場合 「承継届出済」の旨、届出年月日及び承継した者の氏名(名称及び代表者氏名)

### 第4 変更の届出に関する留意事項

次に掲げる変更の場合は、変更の届出によらず、新たに開設の届出を行い、クリーニング所については、法第5条の2の規定による確認を受けるものとする。

(1) 法第5条の3第1項の規定に基づく承継以外の開設者の変更(個人から法人等)の場合

(2) クリーニング所の構造及び設備の変更のうち、所在地移転、建て替え、建物内での移動及び全面的な改装の場合

### 第5 クリーニング所の衛生措置等

クリーニング所の営業者は、次に掲げる措置を講じること。

(1) クリーニング所以外において、営業として洗濯物の処理を行ってはならない。 法3

(2) クリーニング所及び業務用の車両並びに機械及び器具を清潔に保つこと。 法3 (1)

(3) 洗濯物は、洗濯の終わらないもの、洗濯の終わったもの又は仕上げの終わったものに区別しておくこと。 法3 (2)

(4) 洗濯物は、その用途に応じ区別して処理すること。 法3 (3)

- |  |              |
|--|--------------|
| (5) 指定洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区別しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。(消毒効果を有する方法による洗濯を行う場合を除く。)  | 法 3 (5)      |
| (6) ねずみ及び衛生害虫について、おおむね 6 箇月に 1 回以上定期的に点検し、駆除すること。  | 条例 2 (16)    |
| (7) 法第 9 条に規定する伝染性の疾病(結核及び感染性の皮膚疾患(伝染性膿痂疹(トビヒ)、単純性疱疹、頭部白癬(シラクモ)、疥癬等)。以下「疾病等」という。)がある従業者が生じたときは、速やかにその旨を保健所長に報告し、その指示に従うこと。(その従業者の医師の診断書を提出すること。) | 条例 2 (17)    |
| (8) 洗濯物の受渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めること。   | 法 3 の 2      |
| (9) 苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗濯物の受渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布すること。   | 省令 1 の 2 (1) |
| (10) クリーニング師を 1 人以上置くこと。(洗濯物の受渡しのみを行うクリーニング所を除く。)  | 法 4          |
| (11) 業務に従事するクリーニング師に、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する研修を受ける機会を与えること。   | 法 8 の 2      |
| (12) 次に掲げる方法により、業務に従事する者に県知事が指定した当該業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習(以下「講習」という。)を受けさせること。   | 法 8 の 3      |
| ア 開設日から 1 年以内に、従事者の中からその従事者の数に 5 分の 1 を乗じて得た数(その数が 1 に満たないときは 1 とし、その数に 1 に満たない端数を生じたときは、その端数を 1 として計算する。)の者を選び、講習を受けさせること。                      | 省令 10 の 3    |
| イ アの講習を受けさせた後は、3 年を超えない期間ごとにアと同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせること。   | 省令 10 の 3    |

## 第 6 無店舗取次店の衛生措置等

無店舗取次店の営業者は、次に掲げる措置を講じること。

- |   |         |
|---|---------|
| (1) 業務用の車両及び器具を清潔に保つこと。                     | 法 3 (1) |
| (2) 洗濯物は、洗濯の終わらないもの又は仕上げの終わったものに区別しておくこと。   | 法 3 (2) |
| (3) 指定洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区別しておくこと。 | 法 3 (5) |

- |   |           |
|---|-----------|
| (4) 疾病等がある従業者が生じたときは、速やかにその旨を保健所長に報告し、その指示に従うこと。(その従業者の医師の診断書を提出すること。)  | 条例2 (17)  |
| (5) 洗濯物の受渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めること。  | 法3の2      |
| (6) 苦情の申出先となるクリーニング所又は無店舗取次店の名称、クリーニング所の所在地又は車両の保管場所並びに電話番号を記載した書面を配布すること。                                      | 省令10の2(2) |
| (7) 次に掲げる方法により、業務に従事する者に講習を受けさせること。   | 法8の3      |
| ア 営業開始日から1年以内に、従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。)の者を選び、講習を受けさせること。 | 省令10の3    |
| イ アの講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとにアと同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせること。   | 省令10の3    |

## 第7 その他

クリーニング所及び無店舗取次店に必要な措置については、第5及び第6に掲げるもののほか、クリーニング所における衛生管理要領(昭和57年環指第48号、厚生省環境衛生局長通知)に準じて講じること。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

様式1（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。）

クリーニング所開設届

クリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

記

クリーニング所	名称			
	所在地			
開設予定年月日	年 月 日			
	営業者	管理人		
氏名 (名称及び代表者氏名)		営業者と同じ		
本籍 <sup>1</sup>				
生年月日 <sup>1</sup>	年 月 日生	年 月 日生		
住所(所在地)				
クリーニング師	有 無			
氏名	生年月日	本籍	住所	登録番号
	年 月 日生			
	年 月 日生			
	年 月 日生			

従事者数	人			
クリーニング所の種別	洗濯を行う	受渡しのみ		
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物 (指定洗濯物)の取扱い	扱う	扱わない		
構造及び設備の概要	主要な作業場所	区別	面積	床面等の材質
		洗い場	m <sup>2</sup>	床面( ) 側壁( )
		仕上げ場	m <sup>2</sup>	床面( )
		受渡し場	m <sup>2</sup>	床面( )
		その他( )	m <sup>2</sup>	
		合計(施設面積)	m <sup>2</sup>	
	洗濯物の処理設備	種類	台数	備考
		水洗い洗濯機	台	内 脱水機能付き洗濯機: 台
		脱水機	台	
		ドライクリーニング機	台	詳細は別紙のとおり
		乾燥機	台	
	換気(排気)の方法	機械的換気設備(換気装置: 台) 自然換気 その他( )		
	排水の方法			
	消毒装置付き手洗設備	箇所		
	洗濯物収納容器	未洗濯用( 個)、洗濯後用( 個) 消毒を要する洗濯物用( 個)		
有機溶剤等保管設備	箇所			
備考	リネンサプライを行う場合は、その品目( ) 施設電話番号: (公開: 諾 否)			

1 営業者が法人の場合は、生年月日と本籍の記入は不要です。



別紙（様式1関係）

ドライクリーニング機の詳細

1. テトラクロロエチレン用		有（	台）	無
(1) 処理能力		（	kg）	
(2) 廃液処理装置	有（	台）	無	
(3) 処理方法	活性炭吸着式単独		活性炭吸着式と曝気式との併用	
	曝気式単独		その他（	）
(4) 廃液測定機器	有	無		
(5) 排気回収装置	有（	台）	無	
2. 石油系溶剤用		有（	台）	無
(1) ドライ機の種類、台数及び処理能力		洗淨脱液機 （コールド）	洗淨脱液乾燥機 （ホット）	
		台	台	
		kg	kg	
(2) 溶剤蒸気回収装置付き乾燥機	有	無		
(3) 溶剤残留判定機（ドライチェッカー）	有	無		
3. H C F C 類用		有（	台）	無
(1) 処理能力		（	kg）	
4. 1, 1, 1 - トリクロロエタン用		有（	台）	無
5. C F C - 1 1 3用		有（	台）	無
6. その他の溶剤用		有（	台）	無
(1) 使用する溶剤	（			



様式3（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。）

無店舗取次店営業届

無店舗取次店を営業したいので、クリーニング業法第5条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

記

無店舗取次店の名称		
業務用車両の自動車登録番号 又は車両番号		
業務用車両の保管場所		
営業区域		
営業開始予定年月日	年 月 日	
営業者	氏名（名称及び代表者氏名）	
	生年月日 <sup>1</sup>	年 月 日生
	本籍 <sup>1</sup>	
	住所（所在地）	
	電話番号	

クリーニング師 有 無				
氏名	生年月日	本籍	住所	登録番号
	年 月 日生			第 号
	年 月 日生			第 号
	年 月 日生			第 号
従事者数	人			
法第3条第3項第5号に規定する洗濯物（指定洗濯物）の取扱い	扱う 専用容器（ 個） 扱わない			
業務用車両の構造の概要	別添のとおり			

1 営業者が法人の場合は、生年月日と本籍の記入は不要です。

様式4（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。）

クリーニング所開設届出事項変更届

クリーニング所開設届出事項を変更したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

記

クリーニング所	名 称		
	所在地		
変更事項	変更前	変更後	
変更年月日	年 月 日		

新たにクリーニング師を使用する場合は、当該クリーニング師の生年月日、本籍、住所及び登録番号を記載すること。

様式5（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。）

無店舗取次店営業届出事項変更届

無店舗取次店営業届出事項を変更したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

記

無店舗取次店の名称		
業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号		
変更事項	変更前	変更後
変更年月日	年 月 日	

新たにクリーニング師を使用する場合は、当該クリーニング師の生年月日、本籍、住所及び登録番号を記載すること。

様式6（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住所（所在地）

届出者

氏名（名称及び代表者氏名）

印

（氏名(代表者氏名)を自署する場合は、押印は不要です。）

クリーニング所等廃止届

クリーニング所又は無店舗取次店を廃止したので、クリーニング業法第5条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

記

クリーニング所又は無店舗取次店の名称	
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号	
廃止年月日	年 月 日

様式7（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

住 所  
届出者 氏 名 印  
生年月日 年 月 日生  
被相続人との続柄  
（氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

クリーニング所等相続承継届

クリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を相続により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

記

被相続人	氏 名	
	住 所	
相続開始年月日		年 月 日
クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		



様式例

年 月 日

(あて先) 浜松市保健所長

住所  
氏名 印  
被相続人との続柄

住所  
氏名 印  
被相続人との続柄

住所  
氏名 印  
被相続人との続柄

同意書

次のとおり、クリーニング所等の営業者の地位を承継することを同意します。

記

クリーニング 所等	名 称	
	所在地等	
被相続人	氏 名	
	住 所	
相続人として 選定された者	氏 名	
	住 所	

氏名の部分は、相続人として選定された者以外の相続人全員が署名押印すること。

様式8（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

主たる事務所の所在地

届出者

名称及び代表者氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

クリーニング所等合併承継届

クリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を合併により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

記

合併により消滅した法人	名称及び代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	
合併年月日	年 月 日	
クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		

様式9（第1関係）

年 月 日

（あて先）浜松市保健所長

主たる事務所の所在地

届出者

名称及び代表者氏名

印

（代表者氏名を自署する場合は、押印は不要です。）

クリーニング所等分割承継届

クリーニング所又は無店舗取次店の営業者の地位を分割により承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により次のとおり届け出ます。

記

分割前の法人	名称及び代表者氏名	
	主たる事務所の所在地	
分割年月日	年 月 日	
クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号		

様式10（第3関係）

第 号  
年 月 日

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 様

浜松市保健所長 氏名 印

### クリーニング所開設検査確認通知書

年 月 日付け届出のあった下記のクリーニング所については、構造設備が所定の基準に適合していることを、クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第5条の2の規定により確認しましたので通知します。

記

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地